租税条約等に基づく相手国等との情報交換、送達共助及び徴収の共助手続について(事務運営指針)

改正後

ついて(事務運営指針)

#### 第1章 定義及び全般的留意事項

1 定義

この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1)~(7) (省略)
- (8) 共通報告基準に係る自動的情報交換

自動的情報交換のうち、租税条約等実施特例法第10条の6第1項の 規定により、報告金融機関等から所轄税務署長に提供される報告事項 に係る情報又は相手国等においてこれに相当する情報について行うも のをいう。

- (注) 上記の「報告金融機関等」又は「報告事項」は、それぞれ租税 条約等実施特例法第10条の5第<u>8</u>項第1号又は第10条の6第1 項に規定するものをいう(以下同じ。)。
- (9) 報告書検査

租税条約等実施特例法第10条の<u>9</u>の規定に基づく報告事項 の提供 に関する調査についての質問検査をいう。

(10)~(12) (省略)

(13) 徴収の共助

租税条約等に基づき被要請国が要請国の租税を徴収し送金する共助手続及び要請国の租税の徴収のための財産の保全をする共助手続をいう。

(14) 庁国際業務課

(省略)

(15) 庁課税総括課

改正前

租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について(事務 運営指針)

#### 第1章 定義及び全般的留意事項

1 定義

この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定 めるところによる。

- (1)~(7) (同左)
- (8) 共通報告基準に係る自動的情報交換

自動的情報交換のうち、租税条約等実施特例法第10条の6第1項の 規定により、報告金融機関等から所轄税務署長に提供される報告事項に 係る情報又は相手国等においてこれに相当する情報について行うもの をいう。

- (注) 上記の「報告金融機関等」又は「報告事項」は、それぞれ租税 条約等実施特例法第10条の5第<u>7</u>項第1号又は第10条の6第1 項に規定するものをいう(以下同じ。)。
- (9) 報告書検査

租税条約等実施特例法第10条の<u>8</u>の規定に基づく報告事項 の提供 に関する調査についての質問検査をいう。

(10)~(12) (同左)

(新設)

(13) 庁国際業務課

(同左)

(14) 庁課税総括課

和旧为無衣		
改正後	改正前	
(省略)	(同左)	
<u>(16)</u> 庁管理運営課	<u>(15)</u> 庁管理運営課	
(省略)	(同左)	
<u>(17)</u> <u>庁徴収課</u>	(新設)	
国税庁徴収部徴収課をいう。		
<u>(18)</u> 庁主管課	<u>(16)</u> 庁主管課	
(省略)	(同左)	
<u>(19)</u> 局課税総括課	<u>(17)</u> 局課税総括課	
(省略)	(同左)	
<u>(20)</u> 局管理者	<u>(18)</u> 局管理者	
国税局(沖縄国税事務所を含む。以下同じ。)において、 <u>情報交換、</u>	国税局(沖縄国税事務所を含む。以下同じ。)において、 <u>情報交換又</u>	
<u>送達共助又は徴収の共助</u> に係る事案を担当する課の属する事務系統の	<u>は送達共助</u> に係る事案を担当する課の属する事務系統の主務課長又は	
主務課長又は庁主管課が、あらかじめ情報交換、送達共助又は徴収の	庁主管課が、あらかじめ情報交換又は送達共助に係る事案を担当する	
共助に係る事案を担当する者として定めたものをいう。	者として定めたものをいう。	
<u>(21)</u> 署管理者	<u>(19)</u> 署管理者	
(省略)	(同左)	
(22) 情報収集担当者	(20) 情報収集担当者	
(省略)	(同左)	
(23) 報告書検査実施担当者	(21) 報告書検査実施担当者	
(省略)	(同左)	
<u>(24)</u> 税務当局	<u>(22)</u> 税務当局	
(省略)	(同左)	
2 (省略)	2 (同左)	
3 相手国等との協議	3 相手国等との協議	
庁国際業務課は、相手国等との間で、必要に応じ、 <u>情報交換、送達共助</u>	庁国際業務課は、相手国等との間で、必要に応じ、 <u>情報交換若しくは送</u>	

留意する。

改正後

若しくは徴収の共助の実施方法又はこれらに係る重要な事案の取扱方法 その他の事項について協議を行い、相手国等との情報交換、送達共助又は 徴収の共助の一層の迅速化及び効率化を促進するよう努めるべきことに

第2章 要請に基づく情報交換(相手国等への要請)に係る事務手続

1 情報提供の要請に係る進達

国税の適正な賦課又は徴収のために必要な情報であって国内において 入手することの困難なものがあるときは、要請に基づく情報交換により当 該情報を提供することを相手国等に要請をすることができる。この要請を する場合には、局(署)管理者は、進達書を作成し、これを庁主管課に(署 管理者にあっては局管理者を経由して)送付することにより進達を行う。 当該進達書の作成又は送付に当たっては、以下に留意する。

- (1) 当該進達書は、別紙様式1により作成する。ただし、各事務系統にお いて別紙様式1と異なる様式を定めている場合には、各事務系統で定め る様式を用いることとする。
- (2) 当該進達書には、別紙様式1-付(1)により作成した添付文書を添 付する。当該添付文書は、グループリクエストに係る進達の場合には、 別紙様式1-付(2)により作成する。
- (3) 相手国等による当該情報の収集について、その収集の際に我が国から 要請があった旨の事実又は当該要請の内容を調査の対象者に開示すれ ば、我が国における調査その他の事務に支障を及ぼすおそれがあると認 める場合には、進達書にその旨及びその理由(以下この項及び3におい て「開示支障事情」という。) の特記をする。
- (4) 国税通則法第71条第1項第4号(国税の更正、決定等の期間制限の 特例)の適用を予定している場合には、進達書にその旨及び情報提供要 請期限(国税通則法第70条の規定により更正決定等をすることができ

改正前

達共助の実施方法又はこれらに係る重要な事案の取扱方法その他の事項 について協議を行い、相手国等との情報交換又は送達共助の一層の迅速化 及び効率化を促進するよう努めるべきことに留意する。

第2章 要請に基づく情報交換(相手国等への要請)に係る事務手続

1 情報提供の要請に係る進達

国税の適正な賦課又は徴収のために必要な情報であって国内において 入手することの困難なものがあるときは、要請に基づく情報交換により当 該情報を提供することを相手国等に要請をすることができる。この要請を する場合には、局(署)管理者は、進達書を作成し、これを庁主管課に(署 管理者にあっては局管理者を経由して)送付することにより進達を行う。 当該進達書の作成又は送付に当たっては、以下に留意する。

- (1) 当該進達書は、別紙様式1により作成する。ただし、各事務系統にお いて別紙様式1と異なる様式を定めている場合には、各事務系統で定め る様式を用いることとする。
- (2) 当該進達書には、別紙様式1-付(1)により作成した添付文書を添 付する。当該添付文書は、グループリクエストに係る進達の場合には、 別紙様式1-付(2)により作成する。
- (3) 相手国等による当該情報の収集について、その収集の際に我が国か ら要請があった旨の事実又は当該要請の内容を調査の対象者に開示す れば、我が国における調査その他の事務に支障を及ぼすおそれがあると 認める場合には、進達書にその旨及びその理由(以下この項及び3にお いて「開示支障事情」という。)の特記をする。
- (4) 国税通則法第71条第1項第4号(国税の更正、決定等の期間制限の 特例)の適用を予定している場合には、進達書にその旨及び情報提供要 請期限(国税通則法第70条の規定により更正決定等をすることができ

ないこととなる日の6月前の日の前日)を記載するとともに、原則として当該期限の90日前までに進達を行うこととするが、期限までの進達が困難な場合、局(署)管理者は、速やかに庁主管課と(署管理者にあっては局管理者を通じて)対応を協議する。

なお、当該規定の適用については、令和4年6月24日付課総9-40ほか5課共同「国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限に係る事務実施要領の制定について」(指示)を参照すること。

庁主管課は、当該進達を受領したときは、進達書(添付文書を含む。)に 租税条約等に定める要請に当たって記載すべき事項が適切に記載されて いること、また、進達書に開示支障事情の特記がある場合には、それが事 務運営上必要なものであること及び相手国の税務当局から同様の状況で 開示しないことの求めがあった場合に、我が国においては調査の対象者に 開示せずに情報収集が可能であることを確認した上で、これを庁国際業務 課に回付する。

2~10(省略)

第3章 要請に基づく情報交換(相手国等からの要請)に係る事務手続 1~12(省略)

第4章 FATCA に基づく情報提供に係る事務手続 1~6 (省略)

第5章 自発的情報交換に係る事務手続

- I 自発的情報交換による情報の提供
- 1 自発的情報交換の対象となる情報

自発的情報交換により相手国等(当該相手国等との間で締結されている 租税条約等において自発的情報交換に関する規定が定められていない場 ないこととなる日の6月前の日の前日)を記載するとともに、原則として当該期限の90日前までに進達を行うこととするが、期限までの進達が困難な場合、局(署)管理者は、速やかに庁主管課と(署管理者にあっては局管理者を通じて)対応を協議する。

なお、当該規定の適用については、令和<u>3</u>年<u>3</u>月<u>4</u>日付課総 9 - <u>23</u>ほか 5 課共同「国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限に係る事務実施要領の制定について」(指示)を参照すること。

庁主管課は、当該進達を受領したときは、進達書(添付文書を含む。)に 租税条約等に定める要請に当たって記載すべき事項が適切に記載されて いること、また、進達書に開示支障事情の特記がある場合には、それが事 務運営上必要なものであること及び相手国の税務当局から同様の状況で 開示しないことの求めがあった場合に、我が国においては調査の対象者に 開示せずに情報収集が可能であることを確認した上で、これを庁国際業務 課に回付する。

2~10 (同左)

第3章 要請に基づく情報交換(相手国等からの要請)に係る事務手続 1~12(同左)

第4章 FATCA に基づく情報提供に係る事務手続  $1\sim6$  (同左)

第5章 自発的情報交換に係る事務手続

- I 自発的情報交換による情報の提供
- 1 自発的情報交換の対象となる情報

自発的情報交換により相手国等(当該相手国等との間で締結されている 租税条約等において自発的情報交換に関する規定が定められていない場 改正後

合における当該相手国等を除く。以下この章において同じ。)に提供するべき情報は、当該相手国等の納税者に関する情報であって、当該相手国等における和税の賦課又は徴収において有益であると認めるものである。

なお、平成27年10月に経済協力開発機構(OECD)が公表した税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画5最終報告書において、税務当局による特定の納税者の課税関係に関する決定、伝達その他の行為で他の国の租税収入に影響を及ぼしうるもの(II4において「ルーリング」という。)に関し、当該行為を行った税務当局は、それにより影響を受けうる国の税務当局に対して自発的情報交換により当該行為に係る情報を提供するべきとされたことを踏まえ、相互協議(租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との間の協議をいう。)を伴わない事前確認(税務署長又は国税局長が、国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等について確認を行うことをいう。)等の事案に関する情報については、自発的情報交換により当該事案に関係がある相手国等に提供する必要があることに留意する。

2~4 (省略)

Ⅱ·Ⅲ (省略)

第6章 自動的情報交換に係る事務手続

- I 共通報告基準に係る自動的情報交換
- 1 共通報告基準に係る情報の提供

報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地(当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の租税条約等実施特例法施行令第6条の 14 第2項で定める場合には、同項で定める場所)の所轄税務署長は、租税条約等実施特例法第10条の6の規定に基づき報

改正前

合における当該相手国等を除く。以下この章において同じ。)に提供するべき情報は、当該相手国等の納税者に関する情報であって、当該相手国等における租税の賦課又は徴収において有益であると認めるものである。

なお、平成 27 年 10 月に経済協力開発機構(OECD)が公表した税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画 5 最終報告書において、税務当局による特定の納税者の課税関係に関する決定、伝達その他の行為で他の国の租税収入に影響を及ぼしうるもの(II 4において「ルーリング」という。)に関し、当該行為を行った税務当局は、それにより影響を受けうる国の税務当局に対して自発的情報交換により当該行為に係る情報を提供するべきとされたことを踏まえ、相互協議(租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との間の協議をいう。)を伴わない事前確認(税務署長又は国税局長が、国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等について確認を行うことをいう。)の事案に関する情報については、自発的情報交換により当該事案に関係がある相手国等に提供する必要があることに留意する。

2~4 (同左)

Ⅱ・Ⅲ (同左)

第6章 自動的情報交換に係る事務手続

- I 共通報告基準に係る自動的情報交換
- 1 共通報告基準に係る情報の提供

報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地(当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の租税条約等実施特例法施行令第6条の12第2項で定める場合には、同項で定める場所)の所轄税務署長は、租税条約等実施特例法第10条の6の規定に基づき報告

改正後

告金融機関等から報告事項の提供を受けた場合には、庁管理運営課が定める手続により、それを庁国際業務課に対して回付する。

庁国際業務課は、回付を受けた報告事項に形式上の誤り又は不備がある と認めるときは、当該報告事項を提出した報告金融機関等に対して速やか に訂正又は補正を求める。

庁国際業務課は、当該報告事項を9月末日までに、当該報告事項に係る 非居住者の居住地である相手国等の税務当局に対して提供する。

 $2 \sim 4$  (省略)

Ⅱ · Ⅲ (省略)

第7章 情報の二次利用に関する同意の要請に係る事務手続

- I 相手国等からの情報の二次利用に関する同意の要請
- 1 二次利用に関する同意に係る検討

庁国際業務課は、租税条約等に定めるところにより、当該情報交換により相手国等に提供した情報の二次利用(当該情報をその提供を受けた国等の刑事事件(当該国等の租税に関する刑事事件その他の当該国等の税務当局が調査を行う犯則事件を除く。)の捜査又は審判(以下この章において「捜査等」という。)に使用することをいう。以下同じ。)をすることについて、当該相手国等の税務当局から同意の要請があったときは、二次利用非適格事由に該当するか否かを検討する。この場合において、「二次利用非適格事由」とは、租税条約等実施特例法第8条の2第2項各号に定める次の場合であることに留意する。

(1) 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

改正前

金融機関等から報告事項の提供を受けた場合には、庁管理運営課が定める手続により、それを庁国際業務課に対して回付する。

庁国際業務課は、回付を受けた報告事項に形式上の誤り又は不備がある と認めるときは、当該報告事項を提出した報告金融機関等に対して速やか に訂正又は補正を求める。

庁国際業務課は、当該報告事項を9月末日までに、当該報告事項に係る 非居住者の居住地である相手国等の税務当局に対して提供する。

 $2 \sim 4$  (同左)

Ⅱ・Ⅲ (同左)

第7章 情報の二次利用に関する同意の要請に係る事務手続

- I 相手国等からの情報の二次利用に関する同意の要請
- 1 二次利用に関する同意に係る検討

庁国際業務課は、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等に基づく情報交換により相手国等に提供した情報の二次利用(当該情報をその提供を受けた国等の刑事事件(当該国等の租税に関する刑事事件その他の当該国等の税務当局が調査を行う犯則事件を除く。)の捜査又は審判(以下この章において「捜査等」という。)に使用することをいう。以下同じ。)をすることについて、当該相手国等の税務当局から同意の要請があったときは、二次利用非適格事由に該当するか否かを検討する。この場合において、「二次利用非適格事由」とは、租税条約等実施特例法第8条の2第2項各号に定める次の場合であることに留意する。

(1) 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

(2) 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為 が日本国内において行われた場合において、その行為が日本国の法令に よれば罪に当たるものではないとき。

改正後

- (3) 当該同意をすることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (注) 例えば、次のような場合が、我が国の租税に関する法令の執行に 支障を及ぼすおそれがあると認められるときに該当することに留意 する。
    - イ 相手国等から軽微な犯罪に係る要請が膨大に寄せられ、これに 対応するとなると我が国税務当局の他の事務の遂行が著しく困難 又は不可能になる場合
    - ロ 同意をすることにより、我が国税務当局の調査事務に支障を及 ぼすおそれがある場合
    - ハ 同意をすることにより、納税者との協力関係を損ね、円滑な税 務行政の執行に支障を及ぼすおそれがある場合

庁国際業務課は、(3)の事由に該当するか否かを検討するに当たっては、 庁主管課の意見を聴取するとともに、必要に応じて当該情報を収集した情報収集担当者の所属する国税局又は税務署に対して、庁主管課を経由して (税務署には局管理者を経由して) 意見を求めるものとする。

2 · 3 (省略)

Ⅱ (省略)

第8章 相手国等税務職員等に対する顕彰

1 顕彰

庁国際業務課は、情報交換により相手国等から受領した情報のうち、そ

改正前

(2) 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われた場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものではないとき。

- (3) 当該同意をすることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - (注) 例えば、次のような場合が、我が国の租税に関する法令の執行に 支障を及ぼすおそれがあると認められるときに該当することに留 意する。
    - イ 相手国等から軽微な犯罪に係る要請が膨大に寄せられ、これに 対応するとなると我が国税務当局の他の事務の遂行が著しく困 難又は不可能になる場合
    - ロ 同意をすることにより、我が国税務当局の調査事務に支障を及 ぼすおそれがある場合
    - ハ 同意をすることにより、納税者との協力関係を損ね、円滑な税 務行政の執行に支障を及ぼすおそれがある場合

庁国際業務課は、(3)の事由に該当するか否かを検討するに当たっては、 庁主管課の意見を聴取するとともに、必要に応じて当該情報を収集した情報収集担当者の所属する国税局又は税務署に対して、庁主管課を経由して (税務署には局管理者を経由して) 意見を求めるものとする。

2 · 3 (同左)

Ⅱ (同左)

第8章 相手国等税務職員等に対する顕彰

1 顕彰

庁国際業務課は、租税条約等に基づく情報交換により相手国等から受領

改正後 改正前 の活用により顕著な事績を挙げることができたもの、事後の調査の進展に した情報のうち、その活用により顕著な事績を挙げることができたもの、 事後の調査の進展に重要な貢献をしたものその他の顕彰に値する功績を 重要な貢献をしたものその他の顕彰に値する功績を挙げたものについて、 必要に応じて、当該情報を収集した相手国等の税務当局の職員その他の者 挙げたものについて、当該情報を収集した相手国等の税務当局の職員その に対し感謝状を贈呈することにより顕彰を行う。 他の者に対し感謝状を贈呈することにより顕彰を行う。 (新設) また、庁国際業務課は、徴収の共助により相手国等が実施した共助のう ち、顕著な事績を挙げることができたものその他の顕彰に値する功績を挙 げたものについて、必要に応じて、当該徴収の共助を行った相手国等の税 務当局の職員その他の者に対し感謝状を贈呈することにより顕彰を行う。 2 顕彰の対象者の選定 2 顕彰の対象者の選定 1の顕彰の対象者は、局(署)管理者から提出を受けた情報の活用事績 1の顕彰の対象者は、局(署)管理者から提出を受けた情報の活用事績 の報告(第2章10及び第5章Ⅱ4を参照)に記載された情報の活用事績 の報告(第2章10及び第5章Ⅱ4を参照)に記載された情報の活用事績を を基に検討し、その中で特に顕彰に値すると認めるものを、必要に応じて 基に検討し、その中で特に顕彰に値すると認めるものを、必要に応じて庁 庁主管課と協議の上、庁国際業務課において選定する。 主管課と協議の上、庁国際業務課において選定する。 1の徴収の共助に係る顕彰の対象者は、庁徴収課と協議の上、庁国際業 務課において選定する。 第9章 送達共助に係る事務手続 第9章 送達共助に係る事務手続 I・Ⅱ (省略) Ⅰ・Ⅱ (同左)

### 第10章 徴収の共助に係る庁国際業務課の事務手続

- I 相手国等への徴収の共助の要請
- 1 相手国等への徴収の共助の要請

庁国際業務課は、庁徴収課から徴収の共助の要請に係る進達の回付を受けた場合には、必要に応じて庁徴収課と協議の上、相手国等に速やかに要請する。

2 相手国等への徴収の共助の要請に係る当該相手国等からの連絡

(新設)

利口口	<b>刈照衣</b>
改正後	改正前
庁国際業務課は、相手国等へ徴収の共助の要請を行った後、当該相手国	
等から連絡を受けた場合には、庁徴収課に速やかに連絡する。	
3 相手国等への徴収の共助の要請に係る当該相手国等への連絡	
庁国際業務課は、徴収の共助の要請後、庁徴収課から当該要請に関する	
連絡を当該相手国等へ行うよう依頼を受けた場合には、当該相手国等へそ	
<u>の旨を速やかに連絡する。</u>	
4 相手国等への徴収の共助の要請に係る事案の管理	
庁国際業務課は、別紙様式4(1)に準じた「整理簿」を作成することによ	
り、相手国等に対して行った徴収の共助の要請に係る事案の管理を行う。	
庁国際業務課は、四半期ごとに、その整理簿と庁徴収課の保有する管理	
簿との間の照合を行うことにより、当該要請に係る事案が適切に管理され	
ているか否かの確認を行い、適切に管理が行われていない事実を把握した	
場合には、庁徴収課に対して適切な管理を行うべき旨を要請する。庁徴収	
課は、庁国際業務課から要請を受けた場合には、局管理者に対して、適切	
な管理を行うよう指導する。	
┃	
1 相手国等からの徴収の共助の要請	
要に応じて庁徴収課と協議の上、庁徴収課に速やかに回付する。	
2 相手国等からの徴収の共助の要請に係る当該相手国等への連絡	
<u> </u> <u> 庁国際業務課は、相手国等から徴収の共助の要請を受けた後、庁徴収課</u>	
から当該要請に関する連絡を当該相手国等へ行うよう依頼を受けた場合	
には、当該相手国等にその旨を速やかに連絡する。	
3 相手国等からの徴収の共助の要請に係る当該相手国等からの連絡	
庁国際業務課は、相手国等から徴収の共助の要請を受けた後、当該相手	
国等から当該要請に係る連絡を受けた場合には、庁徴収課へその旨を速や	

	71 M X
改正後	改正前
かに連絡する。	
4 相手国等からの徴収の共助の要請に係る事案の管理	
庁国際業務課は、別紙様式4(2)に準じた「整理簿」を作成することによ	
り、相手国等からの徴収の共助の要請に係る事案の管理を行う。	
庁国際業務課は、四半期ごとに、その整理簿と庁徴収課の保有する管理	
簿との間の照合を行うことにより、当該要請に係る事案が適切に管理され	
ているか否かの確認を行い、適切に管理が行われていない事実を把握した	
場合には、庁徴収課に対して適切な管理を行うべき旨を要請する。庁徴収	
課は、庁国際業務課から要請を受けた場合には、局管理者に対して、適切	
な管理を行うよう指導する。	

改正後	改正前
【別紙1】~【別紙10】 (省略)	【別紙1】~【別紙10】 (同左)